

# お米商品の表示について

1. 変更時期：2021年6月1日製造分より随時
2. 対象商品：全商品（精米、玄米）
3. 変更後の印字表示例



(ア)02年産  
(イ)精米時期・調製時期  
(ウ)21.04.上旬  
(エ)L45934

- (ア)お米が収穫された年を示す。  
(イ)精米商品/精米時期  
玄米商品/調製時期  
(ウ)・精米/玄米を精米した時期を示す。  
・玄米/原料玄米を精米した時期。  
・精米(または調製)した時期が違うものを  
混ぜた時は、最も古い時期を記載する。  
(エ)製造ロット番号

※米袋への印字位置は商品によって異なります。  
※米袋の一括表示欄『年月日』表示は順次  
『時期』表記へ変更となります

※1年1作のお米は、収穫された時期からおおむね3月ごろまで県内の米穀やその他穀物を貯蔵する農業倉庫にて保管し、気温が高くなっていく4月以降は順次低温倉庫(通年約15℃以下)へ移動させ、品質低下させないよう管理を行っています。

時期表示に関する説明は下記の農林水産省ホームページにも掲載されています。  
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/attach/pdf/200414-2.pdf>

## 食品表示法に基づく食品表示

【出典：早わかり食品表示ガイド（消費者庁）】

名称	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米				
内容量				
精米時期				
販売者				

食品関連事業者の  
氏名又は名称、  
住所及び電話番号

(注1) 産年及び精米時期をこの様式に従い表示することが困難な場合には、様式のそれぞれの欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができます。

(注2) 単一原料米は使用割合の事項を削除してください。

### 名称

「玄米」、「もち精米」、「うるち精米」（うるちを省略しても可）、「胚芽精米」の中からその内容を表す名称を表示してください。

### 原料玄米 (注1)

次に定めるところにより表示してください。

ア 産地、品種及び産年が証明（国産品は農産物検査法、輸入品は輸出国の公的機関等による証明）された、単一原料使用のもの（注2）

単一原料米と表示し、その産地、品種、産年を表示してください。

産地は、国産品は都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品は原産国名又は一般に知られている地名を表示してください。

### イ ア以外の原料玄米を用いる場合

「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を表示し、その産地及び使用割合を併記してください。

産地・使用割合は、国産品にあつては「国内産 △割」と、輸入品にあつては原産国ごとに「○○（国名）産 △割」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の高い順に表示してください。

●このうち、原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたもの（証明米）が含まれている場合・・・当該証明米について、上記の「国内産 △割」又は「○○（国名）産 △割」の次に括弧を付して、アに示す産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて表示することができます。

●このうち、原料玄米に産地について証明を受けていない原料玄米が含まれている場合・・・上記の「国内産 △割」の次に括弧を付して、米トレーサビリティ法（平成21年法律第26号）第4条に基づき伝達される都道府県名等を「○○産（産地未検査）△割」と表示することができます。

●このうち、原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米（未検査米）が含まれている場合・・・上記の「国内産 △割」又は「○○（国名）産 △割」の表示の次に括弧を付して「未検査米 △割」と表示することができます。

### 内容量

内容重量をグラム又はキログラムで単位を明記して表示してください。

### 調製時期、精米時期又は輸入時期

玄米は原料玄米を調製した時期を、精米は原料玄米を精白した時期を、輸入品で調製・精米時期が不明なものはこれらの代わりに輸入時期を表示してください。調製時期、精米時期若しくは輸入時期の異なるものを混合したものについては最も古い調製時期、精米時期又は輸入時期を表示してください。

### 食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号

食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示してください。表示を行う者が精米工場である場合は「販売者」に代えて「精米工場」と表示してください。

## 【表示例】

### (単一原料米商品)

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 ○○県 ○○○○ ○○年産		
内容量	○kg		
精米時期	○○.○○.○○		
販売者	全国農業協同組合連合会広島県本部 広島県東広島市西条吉行東2丁目3番41号 TEL082 (431) 3000		

①名称欄には、うるち精米は「うるち精米」または「精米」、もち精米は「もち精米」、うるち精米のうち胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が80%以上のものは「胚芽精米」と記載されます。

②産地、品種、産年が同一で、農産物検査法による証明を受けている原料玄米の場合は「単一原料米」と記載され、その産地、品種、産年が併記されます。

③内容量は、内容重量をグラムまたはキログラム単位で、単位が明記され記載されます。

④精米時期は、原料玄米を精米した時期が記載されます。精米時期が異なるものなどを混合した場合には、それらの最も古い時期が記載されます。

具体的な記載位置を表記した欄外記載も認められています。

⑤精米の場合は販売者に代えて、精米工場を所有する業者およびその工場名、住所、電話番号が記載されることもあります。

### (複数原料米商品 原料玄米が国内産のみの場合)

名称	精米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	(○○県 ○○○○ ○○年産 5割) (△○県 ○○△△ △○年産 3割) (△△県 △△△△ △△年産 2割)			
内容量	○kg			
精米時期	○○.○○.○○			
販売者	全国農業協同組合連合会広島県本部 広島県東広島市西条吉行東2丁目3番41号 TEL082 (431) 3000			

①原料玄米の産地、品種、産年が同一でないなど単一原料米以外の場合は「複数原料米」「ブレンド米」などと記載されます。また、原料玄米の産地、品種、産年が証明されたものであれば、括弧をつけてそれらが記載されることがあります。

②原料玄米の使用割合が50%以上の場合は、一括表示欄以外の場所に「ブレンド」などの文字を産地、品種、産年の文字のうち、もっとも大きな文字と同程度以上の大きさで表示することで「○○県産 △△△△ブレンド」と表示される場合があります。

③内容量は、内容重量をグラムまたはキログラム単位で、単位が明記され記載されます。

④精米時期は、原料玄米を精米した時期が記載されます。精米時期が異なるものなどを混合した場合には、それらの最も古い時期が記載されます。

具体的な記載位置を表記した欄外記載も認められています。

⑤精米の場合は販売者に代えて、精米工場を所有する業者およびその工場名、住所、電話番号が記載されることもあります。